

令和 8 年 5 月 25 日  
水管理・国土保全局 海岸室  
気象庁 大気海洋部 気象リスク対策課

## 水防法及び気象業務法の改正に伴う高潮予報海岸の指定について ～全国初の高潮予報海岸として、「富山湾沿岸」(黒部市・入善町・朝日町)を指定～

「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が施行される令和8年5月 29 日にあわせ、全国初の高潮予報海岸<sup>※</sup>として、「富山湾沿岸」(黒部市・入善町・朝日町)を指定することとしました。

「富山湾沿岸」(黒部市・入善町・朝日町)では、かねてより度重なる高潮・高波被害を受けており、平成 20 年2月には下新川海岸にて高波による甚大な被害が発生しています。高潮予報海岸の指定により、今後は、これまで以上に高潮・高波による浸水被害からの的確な避難判断に資する情報が提供されます。

今後も引き続き全国の各海岸の指定手続きを進めてまいります。

※高潮予報海岸とは令和8年5月 29 日に施行される水防法に基づき国土交通大臣が指定を行う海岸で、高潮によって重大な損害を生ずるおそれがある海岸が指定されます。

国土交通省では、予測モデルや観測技術の開発を行い、潮位に波の打上げ高を加味した予測を可能としました。今後、指定した海岸においては、国土交通省、気象庁、都道府県が共同して、波の打上げ高を加味した、より精緻な高潮予報を行ってまいります。

### <関係資料の掲載先について>

新たな防災気象情報の具体的内容や変更点等については、以下の特設ページにて掲載しています。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>

### 【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 砂防部 海岸室 課長補佐 鬼頭、係長 遠山

代表 03-5253-8111(内線 36337,36323)、直通 03-5253-8472

気象庁 大気海洋部 気象リスク対策課 高潮災害対策官 廣澤、係長 谷崎

代表 03-6758-3900(内線 4209, 4210)、直通 03-3434-9051